

1 全国知事会 R7.7.23「令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」

10 犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等の個々の事情に配慮し、その権利利益が適切に保護されるよう、国において、犯罪被害者等その他関係団体の意見を聴くなどして、犯罪被害者等の本質に向き合った真の支援施策を講じること。

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、複雑な被害態様に柔軟に対応するため、精神疾患にかかる給付手続きの簡略化や医療機関等の協力体制を確保するなど、犯罪被害者等が迅速かつ十分な犯罪被害給付制度による給付を受けられるよう、必要な措置を講じること。加えて、性犯罪被害者への支援に特化した「性犯罪被害者給付金（仮称）」の創設の検討を行うこと。

また、犯罪被害者等の負担軽減及び確実な損害の回復が図られるよう、損害賠償請求権について消滅時効期間の伸長を認めることや国による賠償金の立替払等の支援施策を検討すること。

さらに、犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても等しく切れ目なく受けられるよう、犯罪被害者等の被害直後からの経済的な負担を軽減するための支援制度を創設すること。加えて、地域の実情に応じて行う犯罪被害者等に対する経済的支援及び精神的負担軽減のための支援、生活支援に係る施策の継続・強化や、地方公共団体の総合的対応窓口における専門人材の確保・育成などの機能強化を進めるため、支援制度を有する地方公共団体への財政支援について、特別交付税措置等を含めた十分な予算を確保すること。

加えて、国において、民間の犯罪被害者等支援団体への財政的支援の強化を図ること。

2 北海道東北地方知事会 令和7年度春の提言（本県提案 R7新規）

21. 犯罪被害者に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化について

近年、全国的に刑法犯の認知件数が増加傾向にあり、また、いわゆる「闇バイト」による強盗など広域的な犯罪が発生するなど、全国どこでも誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっています。

国では、令和5年度から6年度にかけて開催された「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の提言を受け、犯罪被害給付制度の給付額の引上げを行う等、支援の強化を進めているところですが、制度上、犯罪被害者等給付金は給付に時間を要することから、被害発生直後に生じる経済的負担の軽減が課題となっています。

これらの状況を踏まえ、広域化する犯罪の被害者等に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化のため、国・都道府県・市区町村の負担による見舞金等の支援制度を創設することを提言します。

59 犯罪被害者等に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化

近年、全国的に刑法犯の認知件数が増加傾向にあり、また、「匿名・流動型犯罪グループ」による強盗など凶悪な犯罪が広域的に発生するなど、全国どこでも誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっています。

国では、令和6年度に犯罪被害給付制度を改正し、給付額の引上げを行ったところですが、給付には一定の時間を要し、被害発生直後に生じる経済的負担に対する支援が課題となっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国・都道府県・市区町村の負担による支援制度の創設

広域化する犯罪の被害者等に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化に向け、誰もがどこに住んでいても等しく支援を受けられるよう、国・都道府県・市区町村の負担による見舞金等支給制度を創設することを提言します。